

情報公開規程 (経営状況等公開用)

(沿革) 平成14年4月1日
平成24年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。）の規定に基づき、一般社団法人長野県林業コンサルタント協会（以下「協会」という。）が行う情報公開の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象文書)

第2条 情報公開の対象とする文書（以下「対象文書」という。）は、協会の次の各号に掲げる文書とする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 貸借対照表
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 附属明細書
- (8) 財産目録
- (9) 監査報告書
- (10) 事業計画書
- (11) 収支予算書

(公開申出)

第3条 何人も、この規程の定めるところにより、協会に対して対象文書の公開の申出（以下「公開申出」という。）をすることができる。

2 公開申出は、公開申出書（別記様式）を提出して行うものとする。

(公開の実施)

第4条 協会は、公開申出があったときは、速やかに、次の各号に定めるところにより、公開申出者に対し、公開申出に係る文書を公開するものとする。

- (1) 公開の場所 協会の管理課
- (2) 公開の日時 協会の休日以外の日の午前8時30分から午後5時まで

2 文書の公開は、文書の閲覧又は写しの交付により行うものとする。

(費用の負担)

第5条 前条第2項の規定により文書の写しの交付を受けるものは、その費用として、複写1枚につき10円を負担するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第6条 協会は、県民が対象文書を容易に閲覧することができるよう、対象文書の写しを長野県行政情報センターに資料提供するとともに、ホームページ等を活用し、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成13年度以後の事業年度に係る財務諸表について適用する。
- 2 平成11年8月1日から施行した社団法人長野県林業コンサルタント協会情報公開規程は、廃止する。
- 3 この規程は、一般社団法人長野県林業コンサルタント協会の設立の登記の日から施行する。